

III 受講日当日の留意事項

一般受講者向け

1 学科講習の持ち物

- 出席票
- 筆記用具
- テキスト代（現金 1,700円）

2 実技講習の持ち物

- 出席票
- 受講票
- 筆記用具
- テキスト
- 教材ふぐ代
- 白衣
- 出刃包丁
- 刺身包丁
- ふきん2枚以上

3 受講上の注意

- 学科講習確認テストの不合格者には、実技講習に引き続き、補講及び確認再テストを行います。対象者（不合格者）は、実技講習会場でお知らせします。
- 次のいずれかに該当する者は、**会場への入場を認めません**。また、**会場からの退出口を指示することがあります**。この場合、**修了者とは認められません**。

- ・異なる講習日時を指定されている者
- ・所定の持ち物を持参していない者
- ・教材ふぐを購入しない者
- ・受講態度が不真面目な者（居眠り、雑談、中抜け等）
- ・実技講習で、身だしなみが不適切な者（白衣を着用しない、下駄ばき、付け爪等）
- ・確認テスト、口頭試問で不正行為をした者
- ・他の受講者の迷惑となる行為をする者
- ・府職員の指示に従わない者

- 講習会場への問合せは、絶対にしないでください。
- 講習会場への来場には、公共交通機関を利用してください。講習会場には、駐車場、駐輪場等はありません。**自動車、バイク、自転車等で来場することは固く禁じます**。
- 講習会場敷地内は**全面禁煙**です。
- 実技講習では、耐切創手袋の着用を認めます。府は講習中の事故の責任は負いかねます。

IV お問い合わせ

府民お問合せセンター「ピピっとライン」

電話 06-6910-8001（平日 午前9時から午後6時、土日祝日休み）

健康医療部生活衛生室 食の安全推進課

電話 06-6944-6705（平日 午前9時から午後6時、土日祝日休み）

メールアドレス shokunoanzen@gbox.pref.osaka.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の影響等により講習会の日時・会場の変更または中止の場合等には、以下の大阪府ホームページ上でお知らせします。

大阪府ホームページ「大阪府ピピっとネット」>ふぐ処理講習会

<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/saiyo/detail.php?recid=20821>

令和2年度 ふぐ処理講習会 受講案内

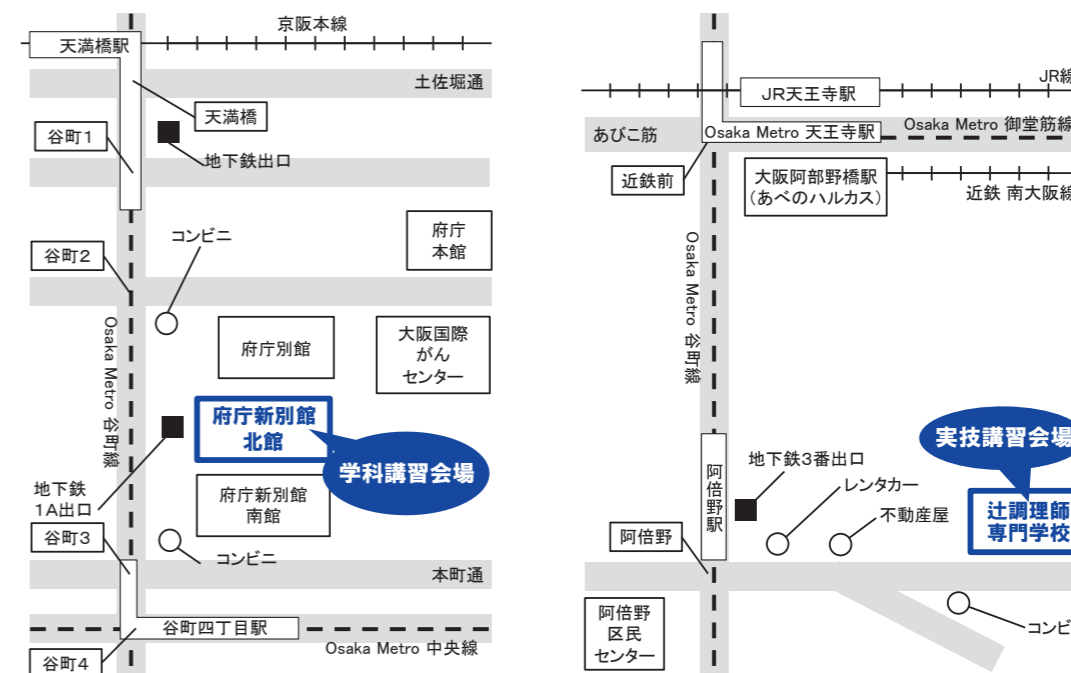
令和2年度ふぐ処理講習会を以下のとおり実施します。

本講習会は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づき、業としてふぐ処理※に従事しようとする者にふぐ処理※に関し必要な知識及び技能を修得させるためのものです。

本講習会を修了し登録の申請をした者には、知事の登録を受けてふぐ処理登録者となることができます。

郵送受付の締切り 令和2年9月10日（木）（当日消印有効）

学科講習	令和2年 10月15日（木）、16日（金） のうち指定日時（3時間）	大阪府庁新別館北館 4階 多目的ホール （大阪市中央区大手前3-1-43）
実技講習	令和2年 11月5日（木）、6日（金） のうち指定日時（3時間）	辻調理師専門学校 （大阪市阿倍野区松崎町3-16-11）



大阪府のふぐ処理登録者とは

- ✓ 大阪府内でふぐ処理※に従事しようとする方に必要な資格です。
（ふぐの販売、加工、調理など、ふぐ処理以外の業務にはふぐ処理登録者の資格は不要）
- ✓ ふぐ処理業を営む方は、営業施設にふぐ処理登録者を設置する必要があります。
（ふぐの販売業、保管業、加工業、調理業などの営業施設には、設置不要）
- ✓ ふぐ処理業の営業施設に置くふぐ処理登録者は、専任である必要はありません。
（ふぐ処理者の立会いのもとに指示を受ければ、無資格者もふぐ処理に従事できます。）

※ ふぐ処理とは

ふぐから有毒部位を除去する行為や、ふぐから可食部位を取り出したり、切り分けたりする行為。
具体的には、丸ふぐの内臓を除去すること、中抜きふぐの眼球や脳を除去すること、未処理のトラフグからヒレを切り離すことなど。

I 講習会の概要

1 講習の対象者

次の全てに該当する者

- 大阪府内のふぐ処理業施設でふぐ処理の業務に従事するため、ふぐ処理登録者として知事の登録を受けようとする者
- 平成17年4月1日までに生まれた者（中学生等を除く満15歳以上の者）

2 講習の内容

課程	内容	時間
学科講習	・食品衛生学 ・ふぐに関する知識	・食品衛生関係法規 ・確認テスト 3時間
実技講習	・ふぐ処理に関する実技	・口頭試問 3時間

3 講習の日時

以下の日程から選択し、受講申込書に希望する受講日時を①から④の番号で必ず記入してください。

(第3希望まで記入することができます。)

受講日時は令和2年9月下旬に郵送で通知します。必ず指定された日時に受講してください。

- 受講申込書提出後の日時変更はできません。
- 受講申込書に希望日時の記入がない場合は、希望がないものとして日時を指定します。
- 各会場への問合せは、絶対にしないでください。

番号	受講の日時
①	①～④の枠のどれでもよい
①	学科講習：10月15日（木）午前9：30～午後0：30（受付 午前9：00～） 実技講習：11月 5日（木）午前9：30～午後0：30（受付 午前9：00～）
②	学科講習：10月15日（木）午後2：00～午後5：00（受付 午後1：30～） 実技講習：11月 5日（木）午後1：30～午後4：30（受付 午後1：00～）
③	学科講習：10月16日（金）午前9：30～午後0：30（受付 午前9：00～） 実技講習：11月 6日（金）午前9：30～午後0：30（受付 午前9：00～）
④	学科講習：10月16日（金）午後2：00～午後5：00（受付 午後1：30～） 実技講習：11月 6日（金）午後1：30～午後4：30（受付 午後1：00～）

II 受講の申込み

1 申込みの流れ

(1) 受付期間・提出方法（9月10日まで）

令和2年9月10日（木）（当日消印有効）までに、申込書提出用封筒にて、(2)の提出先に簡易書留郵便により提出してください。申込者が定員（320名）を超えた場合は抽選により受講者を決定します。

受講の可否については、申込者全員に令和2年9月下旬に通知します。

- 提出書類に不備や不足があった場合は受講できませんので、ご注意ください。また、提出された書類は返却しません。

提出書類

- ① ふぐ処理講習会受講申込書
- ② ふぐ処理登録者登録申請書
- 写真2枚（申込み前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4cm、横3cmのもの）

(2) 提出先

簡易書留郵便により以下に提出してください。

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館4階
食の安全推進課 ふぐ処理講習会担当

(3) 手数料の納付・出席票の送付（9月下旬）

受講決定者には、指定した受講日時の出席票及び手数料の納付方法の案内（クレジットカード払い・コンビニ払い・府庁で現金支払い）を、令和2年9月下旬に送付します。

令和2年10月7日（水）までに手数料をお支払いください。支払い後の講習手数料の返金はできません。

- 講習手数料 4,000円
 - 登録手数料 4,300円（※）
- (※ふぐ処理登録者となるには、②ふぐ処理登録者登録申請書の提出と4300円の納付が必要です。登録を希望しない場合はお問合せください。)

- テキスト代 1,700円 は学科講習時に現金でお支払いください。
 - 教材ふぐ代（実費※）は実技講習時に現金でお支払いください。
- ※教材ふぐの予定価格は、学科講習時にお知らせします。

2 受講申込書の記入上の注意

- 「① ふぐ処理講習会受講申込書」と「② ふぐ処理登録者登録申請書」に必要事項を記入し、写真2枚をそれぞれ所定の位置に貼り付けてください。
写真は、申込み前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4cm、横3cmのものとしてください。
- 太枠内を黒ボールペンで記入してください。※印の箇所は、いずれかを○で囲んでください。
- 氏名は戸籍上の氏名（本名）を書いてください。外国籍の場合は、住民票上の氏名（本名又は通称名）を書いてください。なお、電算処理上印字できない漢字がある場合、修了証書及び登録者証は、類字又はかなを当てて作成します。
- 楷書でていねいに記入してください。